

物品等競争入札参加資格審査申請要領

(※物品等とは、物品の納入、賃貸借、役務の提供とします。)

1 申請できる者

上山市が発注する物品等の競争入札に参加を希望する者で、次の全ての要件を満たす者。

- ① 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。(成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。)
- ② 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ③ 上山市税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 役員等(個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ)が上山市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に該当する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑥ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 申請方法

原則として郵送により申請してください。

※必要書類について不備のないように注意してください。

3 受付期間及び時間

令和 8 年 2 月 2 日(月)から令和 7 年 2 月 27 日(金)(**必着**)

やむを得ず窓口にて直接申請する場合は、土日・祝日を除く午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 4 時まで。

4 提出先

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

上山市財政課管財係(本庁舎 2 階)

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請書(物品等) 在中」と記載してください。

また、受理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

5 登録の有効期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。

6 申請用紙と申請要領

申請用紙は、上山市のホームページからダウンロードすることができるほか、上山市財政課窓口でも配付します。

7 提出書類（提出部数 1部）

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出する書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

書類番号	提出書類	備考	上山市内	市外
1	確認票	本申請に係る照会に対応する担当者名、連絡先を記入してください。	◎	◎
2	競争入札参加資格審査申請書	必ず商号にフリガナを付けてください。実印の押印は不要です。登録を希望する種目を記入してください。	◎	◎
3	暴力団排除に関する誓約書	実印の押印は不要です。	◎	◎
4	物品 種目一覧	取扱可能な種目にチェックを入れてください。	◎	◎
5	委任状	委任先がある場合に提出してください。実印の押印は不要です。	○	○
6	使用印鑑届	印鑑証明書の実印以外に使用印を設定する場合に提出してください。実印の押印は不要ですが、 <u>使用印の押印</u> が必要です。	○	○
7	印鑑証明書（原本）	原本の提出をお願いします。	◎	◎
8	登記事項証明書	法人の場合提出してください。（写しでも可）	◎	◎
	身分証明書（原本）	個人の場合、市区町村発行の身分証明書を提出してください。	◎	◎
9	納税証明書（写しでも可）	全事業者 法人・個人：消費税及び地方消費税 ※その3（法人：その3の3でも可、個人：その3の2でも可）	◎	◎
		上山市に本社又は委任先の登録がある事業者 ※市税の未納がない証明 法人：法人市民税、固定資産税 個人：市民税、固定資産税、国民健康保険税	◎	
		上山市に本社又は委任先の登録がない事業者 法人：法人税 その3（その3の3でも可） 個人：所得税 その3（その3の2でも可）		◎

10	業の許認可・登録 証明書等	該当する場合は提出してください。	○	○
11	契約実績表	1業種につき1枚提出してください。	◎	◎
12	結果通知返信用 封筒	郵送で申請する場合、封筒に <u>110円切手を貼付し、あ て先を記入のうえ提出してください。</u>	◎	◎

※ 各種証明書類は申請日から3ヶ月以内に発行されたものとします。

※ 納税証明書については、オンライン申請によるデータ形式（PDF）の受取も可能です。詳細については、管轄の税務署へお問い合わせください。

※ 「市税の未納がない証明」は、税証明申請書（水色）に同意書（委任状）と市税の未納がない証明願を添付して、上山市税務課に交付申請して下さい。なお、納付を市が確認できるまでに時間がかかることがありますので、納付後約10日以内に証明を受ける際には、領収書や通帳など納付を確認できるものを持参してください。

※ 当市に同時に建設工事、測量・コンサルタントを登録する場合は、物品等の入札参加登録に添付する書類（履歴事項全部証明書等、印鑑証明、納税証明、市税の未納がない証明、結果通知書）は省略することができます。

※当市では1業者について1委任先としております。「物品等は委任し、建設工事は委任しない」ということは出来ません。委任先も同一となりますのでご注意ください。

8 審査の結果

（1）郵送による申請の場合（原則郵送）

申請書類が市に到着次第審査を行い、審査結果については同封された返信用封筒にて審査結果通知書を返送することによりお知らせします。返信用封筒（切手の貼付のあるもの）が同封されていない場合は、受理・不受理にかかわらず結果をお知らせできませんので、洩れないようにして下さい。（電話、電子メールによるお知らせは行っておりません。）

不備があった場合は、申請書類を返却せず市で一時的に預かりますが、不受理となつたまま何も連絡のない場合は、3月1日以降に申請書類を破棄しますのでご了承ください。

（2）来庁による直接申請の場合（やむを得ない場合）

上山市役所財政課（本庁舎2階）受付会場にて審査を行い、その場で審査結果通知書を交付することにより審査結果をお知らせします。ただし、書類等の不備があった場合は受理できませんので、書類等を整えて再度申請して下さい。

9 その他

（1）入札参加者登録申請変更届（物品等）

入札参加者登録簿に登載後申請内容に変更事由が生じた場合には、変更届（様式8）を提出して下さい。変更届への実印の押印は不要です。

※当市に、同時に建設工事、測量・コンサルタントの変更届をする場合は、物品等の変更届の添付書類（履歴事項全部証明書等、印鑑証明）は省略することが出来ます。

（２）種目の追加

期間外の種目の追加は行っておりません。なお、名簿登録した種目の削除については、変更届の提出により変更してください。

<問合せ先>

上山市 財政課 管財係

TEL：023-672-1111（代）内線233・235・283

FAX：023-672-1112